

# 下水道事業課

# 下水道事業課の取り組み

## 総 括

### (1) 令和4年度予算について

- 1) 令和4年度予算の概要
- 2) 新規事項の概要
- 3) 他省庁の制度
- 4) 個別補助金の活用促進について
- 5) 主要な管渠の範囲を定める告示及び関連通知の改正について

### (2) 予算制度に関する変更点、留意点等について

- 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分について
- 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

### (3) 防災・減災、国土強靱化の取組の推進について

- 1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- 2) 令和3年度補正予算の概要

### (4) 事業計画に係る変更について

- 1) 下水道法の改正に伴う変更
- 2) 地方分権改革に伴う変更

# (1) 令和4年度予算について

## 1) 令和4年度予算の概要

### 令和4年度予算の基本的な方針について

下水道事業においては、

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太の方針)、「成長戦略フォローアップ」、「国土強靱化基本計画」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
- ・「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」(国土交通省の基本方針)
- ・「流域治水関連法の整備(下水道法、水防法などの改正、R3.5.10公布)」
- ・「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」
- ・「下水道政策研究委員会制度小委員会 報告書」

等を踏まえ、以下の施策を推進

### 安全・安心の確保 — 国土強靱化の推進 —

#### 浸水対策

- 令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨等による浸水被害が頻発する中、流域治水の考え方も踏まえ、再度災害防止に加え事前防災の観点も含めたハード・ソフト一体的な浸水対策を推進
- 令和3年5月の水防法改正により、想定最大規模降雨による浸水想定区域の作成が必要となるエリアが大幅に拡大したことを受け、浸水シミュレーションによる内水想定区域図の策定などソフト対策を推進

- ・[公 共] 内水浸水リスクマネジメント推進事業の創設
- ・[行政経費] 雨水出水浸水想定区域における避難に資するトリガー情報についての検討経費

#### 地震・津波対策

- 東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震等<sup>いぶり</sup>で下水道施設の被害が発生する中、避難所対策や重要道路の機能確保等の観点からハード・ソフト一体的な地震対策を推進

### 快適な生活環境・水環境の向上 — 潤いのある地域づくり —

#### 未普及対策

- 令和8年度までの汚水処理施設の概成に向けて、未普及対策を推進
- 下水道整備の加速化を図る地方公共団体を重点的に支援

- ・[公 共] 下水道整備推進重点化事業の拡充

#### 公共用水域の水質保全

- 閉鎖性水域における高度処理等、公共用水域の水質保全を推進するとともに、合流式下水道については令和5年度における対策の完了に向け、計画的な取組を推進

## 下水道事業の持続・成長 一次世代を支える下水道の推進

### グリーン施策の推進(創エネ・省エネの推進)

- バイオガス発電等による温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネ・省エネ技術の普及促進のため、自治体への専門家派遣等による案件形成を図るとともに、先進的な脱炭素化推進事業を集中的に支援し、脱炭素化を推進
- 国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行う革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)により、創エネ・省エネ技術の開発・実装を促進

- ・[公 共] 下水道脱炭素化推進事業の創設
- ・[B-DASH] 最初沈殿池におけるエネルギー回収技術
- ・[B-DASH] 深槽曝気システムにおける省エネ型改築技術
- ・[行政経費] 下水道分野における強靱化・グリーン化推進経費

### 老朽化対策

- 老朽化施設の増大に伴う事故発生や機能停止を未然に防止するため、施設の重要度等を踏まえた効率的な施設の点検・調査や、劣化度を踏まえた計画的な修繕・改築等を行うストックマネジメントの取組を推進

### DX(デジタル・トランスフォーメーション)

- 人口減少、ストックの増大などの課題に対応し、下水道事業の持続性を向上させるため、下水道共通プラットフォームによる台帳電子化の推進やICTを活用した下水道施設広域管理システムの開発など、DXを推進
- 業務の効率化や蓄積データを活用した管理の高度化や浸水シミュレーションの実施促進に向けて、下水道施設に関する情報等のデジタル化の支援制度を創設

- ・[公 共] 下水道情報デジタル化支援事業の創設
- ・[行政経費] 下水道分野における強靱化・グリーン化推進経費

### 広域化・共同化、PPP/PFI、収支構造の適正化

- 人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化、管理体制の脆弱化等の課題に対応するため、汚水処理施設全体の広域化・共同化、PPP/PFI、収支構造の適正化を推進
- 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合の要件を緩和し、所管部局を超えた広域化の取組みをさらに推進

- ・[公 共] 下水道広域化推進総合事業の拡充

### 下水道分野の国際展開の推進

- 下水道分野の国際展開を図るため、政府間会議の開催、対象国における法制度や基準等の整備支援、本邦技術の国際規格への組み入れ、海外における実証試験等を推進。

- ・[行政経費] 下水道分野の水ビジネス国際展開経費
- ・[行政経費] 官民連携による海外インフラ展開の推進

# 令和4年度国土交通省関係予算概要

## 令和4年度国土交通省関係予算総括表

国費(単位:百万円)

事 項	令 和 4 年 度		前 年 度 (B)
	(A)	対前年度 倍 率 (A/B)	
治 山 治 水	880,636	1.03	857,836
道 路 整 備	1,665,986	1.00	1,657,698
港 湾 空 港 鉄 道 等	398,783	1.01	396,505
住 宅 都 市 環 境 整 備	729,932	1.06	686,456
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	93,330	1.29	72,630
下 水 道	<b>61,359</b>	<b>1.41</b>	<b>43,659</b>
国 営 公 園 等	31,971	1.10	28,971
社 会 資 本 総 合 整 備	<b>1,397,301</b>	<b>0.94</b>	<b>1,485,112</b>
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	<b>581,731</b>	<b>0.92</b>	<b>631,128</b>
防 災 ・ 安 全 交 付 金	<b>815,570</b>	<b>0.96</b>	<b>853,984</b>
小 計	5,165,968	1.00	5,156,237
推 進 費 等	25,177	0.75	33,607
一 般 公 共 事 業 計	5,191,145	1.00	5,189,844
災 害 復 旧 等	56,900	1.02	56,000
公 共 事 業 関 係 計	<b>5,248,045</b>	<b>1.00</b>	<b>5,245,844</b>
そ の 他 施 設 費	43,039	1.06	40,638
行 政 経 費	559,724	0.92	611,656
合 計	<b>5,850,808</b>	<b>0.99</b>	<b>5,898,138</b>

1. 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金について下水道事業に係る費用はこの内数。
2. 本表のほか、デジタル庁一括計上分として26,237百万円がある。
3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計(復旧・復興)37,948百万円がある。

### 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

- 地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上
- 防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。  
下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流改善対策を支援

### 下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

国費(単位:百万円)

区分	令和4年度予算額	令和3年度予算額	対前年度 倍率
<b>下水道防災事業費補助</b> ・ 大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、 河川事業と一体的に実施する浸水対策事業への支援等	52,448	38,448	1.36
<b>下水道事業費補助</b> ・ 温室効果ガス削減に資する事業等やPPP/PFI手法等を活用した 事業、日本下水道事業団による代行事業への支援等	5,165	1,465	3.53
<b>下水道事業調査費等</b> ・ 国が自ら行う技術実証事業等	3,746	3,746	1.00
合計	61,359	43,659	1.41

## 2) 新規事項の概要

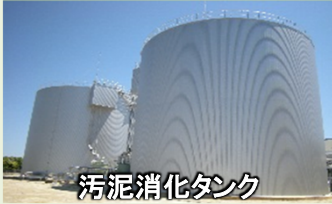
### (1) 下水道脱炭素化推進事業の創設（グリーン化の推進）

《個別補助金》

#### 背景


- バイオマス資源としての下水汚泥の有効活用による創エネの取組推進による、カーボンニュートラルに対する更なる貢献への期待
- グリーン社会の実現に向けて、下水道インフラの電力使用量や温室効果ガス排出量削減の更なる推進が必要

#### 汚泥消化・バイオガス発電




汚泥消化タンク

#### 固形燃料化



バイオガス




バイオガス発電

#### 概要

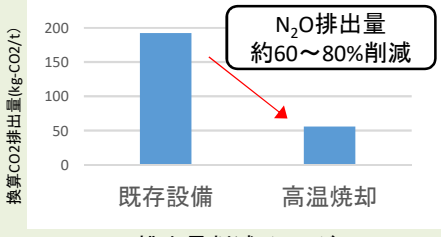
- 温室効果ガス削減に資する先進的な創エネ事業・一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)対策事業を集中的に支援するための「下水道脱炭素化推進事業」を創設し、下水道事業の脱炭素化を加速
  - 事業期間: 5年以内
  - 総事業費: 5億円以上

#### 汚泥焼却の高度化



高温焼却システム

#### 一酸化二窒素対策



N<sub>2</sub>O排出量削減イメージ

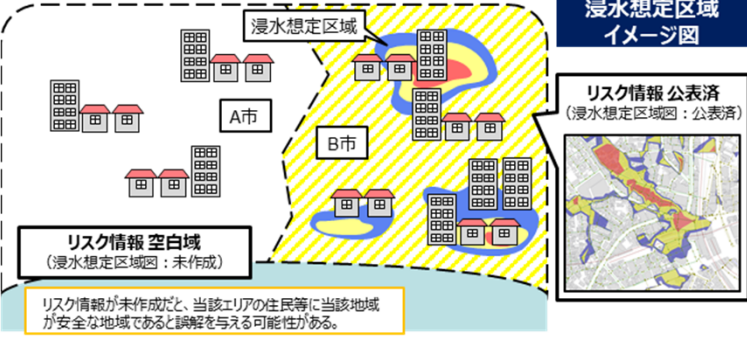
N<sub>2</sub>O排出量 約60~80%削減

### (2) 内水浸水リスクマネジメント推進事業の創設（リスク情報空白域の解消）

《防災・安全交付金》

#### 背景

- 気候変動の影響により、大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大
- 水防法改正により、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図等の作成が必要となるエリアが大幅に拡大
- 内水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促進するとともに、さらなる雨水対策の加速化に向けて、支援が必要



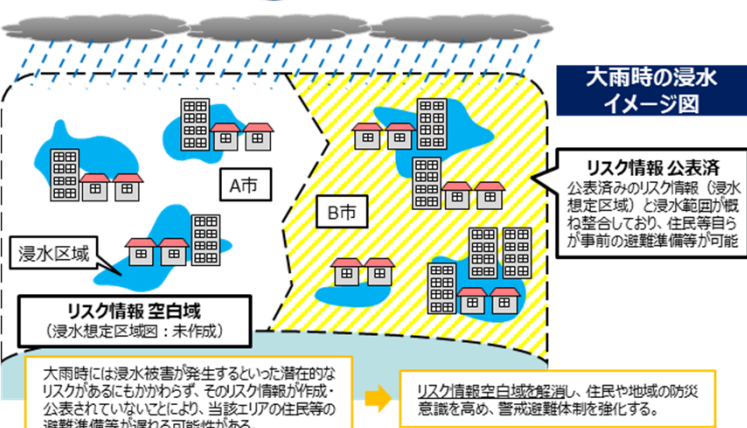
浸水想定区域イメージ図

リスク情報空白域 (浸水想定区域図: 未作成)

リスク情報が未作成だと、当該エリアの住民等に当該地域が安全な地域であると誤解を与える可能性がある。

#### 概要

- 浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図の策定や避難行動に資する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定を支援するための「内水浸水リスクマネジメント推進事業」を創設（補助率: 1/2）



大雨時の浸水イメージ図

リスク情報空白域 (浸水想定区域図: 未作成)

大雨時には浸水被害が発生するといった潜在的なリスクがあるにもかかわらず、そのリスク情報が作成・公表されていないことにより、当該エリアの住民等の避難準備等が遅れる可能性がある。

リスク情報空白域を解消し、住民や地域の防災意識を高め、警戒避難体制を強化する。

### (3) 下水道情報デジタル化支援事業の創設（下水道DXの推進）

《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》

**背景**

- 下水道事業の持続性向上のためには、施設情報や維持管理情報等をデジタル化することによる業務の効率化や、蓄積データを活用した管理の高度化が重要
- 水防法改正を踏まえた内水浸水想定区域図等の作成のために必要となる浸水シミュレーションの実施には、下水道管路情報のデジタル化が重要
- 中小市町村などではデジタル化が遅れており、その整備は急務

**概要**

- 下水道管路に関する情報等をデジタル化するために必要な経費を支援する「下水道情報デジタル化支援事業」を創設（補助率：1/2、令和8年度まで）

### (4) 下水道広域化推進総合事業の拡充（広域化・共同化の促進）

《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金》

**背景**

- 下水道事業の持続性確保の観点から、各都道府県に広域化・共同化計画の策定を要請しているが、行政界・所管部局を越える広域化・共同化を促進するためには、更なる支援が必要

**概要**

- 下水道以外の污水处理施設と事業を実施する場合の要件を、「下水道事業の処理人口及び水量が、対象地域において最大である場合」に変更

### (5) 下水道整備推進重点化事業の拡充（未普及対策の加速化）

《社会資本整備総合交付金》

**背景**

- 令和8年度までの污水处理施設の概成に向け、未普及対策の更なる加速化が必要

**概要**

- 令和8年度までの污水处理施設の概成に向けて、下水道整備の加速化を図る市町村について、污水管に係る交付対象範囲を拡充

### 3) 他省庁の制度

#### (内閣府) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金

- 平成28年4月の地域再生法改正により、内閣府に「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)及びその一部として「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」が創設、汚水処理施設の整備を推進。
- 地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化槽のうち2以上の施設の総合的な整備を支援。

【交付期間】 地域再生計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内

#### 【交付限度額】

交付限度額＝対象施設(公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽)の交付限度額  
公共下水道の交付限度額＝通常の国庫補助割合

【参考】 地方創生推進交付金(まち・ひと・しごと創生交付金)(内閣府HP)  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>)

#### (環境省) エネルギー対策特別会計における下水道関係事業

- 下水道事業関連で、環境省によるエネルギー対策特別会計における補助・委託等事業の活用が可能

	事業内容	補助対象
省エネ・太陽光	○「業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO <sub>2</sub> 促進事業」のうち、「上下水道施設の省CO <sub>2</sub> 改修支援事業」	地方公共団体等

#### (総務省) 緊急自然災害防止対策事業債

- 災害の発生予防又は被害拡大防止を目的として実施される地方単独事業を対象とした地方財政措置
- 下水道事業では、雨水公共下水道、都市下水路、および公共下水道(管渠を除く浸水対策)が対象

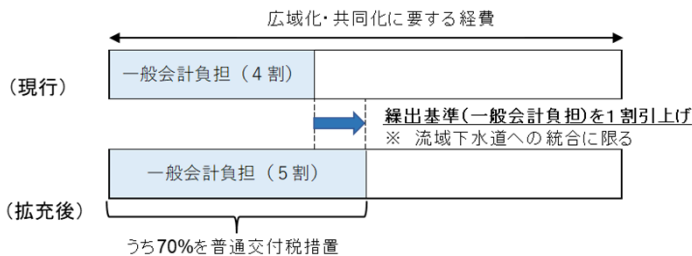


## (総務省) 下水道事業の広域化に係る地方財政措置の拡充

### ① 流域下水道への統合に係る措置率の見直し

統合に要する経費の実態等を踏まえ、都道府県主導の流域下水道への統合の取組を推進する観点から、流域下水道への統合のために市町村が実施する接続管渠の整備・ポンプ場の設置について、繰出基準を1割引き上げる。

< 処理区域内人口密度100人/ha以上の例 >



< 地方財政措置 >

処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分※	(拡充案) 流域下水道への接続分
25未満	56%	63%
25以上50未満	49%	56%
50以上75未満	42%	49%
75以上100未満	35%	42%
100以上	28%	35%

※ 繰出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割  
交付税措置：普通交付税措置 7割

### ② 市町村内の処理区統合を対象に追加

現行措置(複数市町村の統合、市町村内の事業統合)に加え、市町村内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加する。

※①、②いずれも広域化・共同化計画(策定予定含む)に基づき実施する整備事業を対象とする。

## (総務省) 公営企業債(脱炭素化事業)

【対象事業】 ※ 下記に係る地方単独事業・補助事業を対象

項目	対象事業
① 太陽光発電の導入	・ 公営企業施設等に設置される太陽光発電施設・設備、太陽光発電による電力を蓄電するための蓄電池施設・設備 ※ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の適用を受け、売電を主たる目的とする太陽光発電施設・設備については対象外
② 建築物におけるZEBの実現	・ 公営企業施設等をZEBの省エネ基準に適合させるための改修
③ 省エネルギー改修の実施	・ 公営企業施設等を建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合させるための改修 ・ 水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入 など (改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修に限る)
④ LED照明の導入	・ 公営企業施設等へのLED照明の導入

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2に事業債(脱炭素化事業)を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、当該元利償還金の30%(財政力に応じて30～50%)について普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常の事業債を充当)

## 4) 個別補助金の活用促進について

### 1. 背景

これまで、財政制度等審議会（財政審）や行政改革推進会議において、個別補助金化について以下指摘を受けている。

- ・地域の防災強化の観点からの雨水処理対策について、個別補助化等も活用して、公費を重点化していくべき（令和元年秋の財政審、R1.10）
- ・内水氾濫対策への重点的・計画的な支援を行うため、段階的に交付金から切り出して個別補助化する方向（令和2年秋の財政審、R2.11）
- ・下水道事業の内水浸水対策、脱炭素化については、より集中的・計画的に内水浸水対策、脱炭素化を進めることができるよう、補助金による支援への更なる切替えを含め支援制度の在り方について検討すべき（行政改革推進会議（第46回、R3.12）

### 2. 個別補助制度及び予算額の推移

上記を受けて、令和2年度には「大規模雨水処理施設整備事業」を、令和4年度には「下水道脱炭素化推進事業」を創設したほか、段階的に個別補助金の予算を増額してきているところ。

（参考）下水道分野における個別補助金（当初予算額）の推移（億円）

年 度		H30	R1	R2	R3	R4
個別補助金	浸水対策	2	104	244	384	524
	PPP/PFI、脱炭素化等	12	12	15	15	52
計		24	116	259	399	576

### 3. お伝えしたい事項

- ・今後も、浸水対策や脱炭素化などの政策目的に合致した事業について、個別補助金として優先的・集中的に支援したいと考えているところ。個別補助金の要件を満たしている事業（特に浸水対策）については、積極的に個別補助金の活用をご検討いただきたい。
- ・交付金を活用して事業を実施中であっても、要件を満足していれば、個別補助として事業を実施することも可能なため、懸念事項等あればご相談いただきたい。

## 5) 主要な管渠の範囲を定める告示及び関連通知の改正について (令和3年度改正事項)

### 1. 概要

主要な管渠を定める告示の別表を、令和3年度に以下のとおり見直し。

#### <雨水>

- ・都市浸水対策を推進する観点から、分流雨水については指定都市・一般市を対象に、補助対象範囲を拡充。

(※設置・改築ともに適用)

#### <污水・合流>

- ・今後、増大が見込まれる改築需要に対応する観点から、分流污水管及び合流管の改築に係る主要な管渠の別表を新設し、従前別表よりも補助対象範囲を縮小。

- ・ただし、ポンプ場の改築については、従前の別表(設置と同様)を適用可。

- ・なお、分流污水及び合流式の設置については、改築以外の事業として従前の別表を維持。

(※污水管渠の単純改築については、従前より污水处理施設整備が概成した団体においては国庫補助の対象外。)

### 2. 運用上の留意事項

- ・告示第6項第1号の規定(いわゆる「弾力条項」)については、污水管の新規整備を念頭に置いたものであることから、改築事業には適用しない。
- ・令和3年度の告示改正にあわせて、告示の運用通知1. にて求めている、人口減少等を踏まえた全体計画の適正性について毎年度行う点検の内容を見直したので、しっかりと対応いただくようお願いします。

## (2) 予算制度に関する変更点、留意点等について

### 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分(下水道事業)

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成 28 年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図りたい。

#### ▼下水道事業における重点配分項目(下線部: 令和4年度予算における見直し項目)

##### 【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(汚水処理施設整備が概成していない団体<sup>※1</sup>に限る)
- ②PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる<sup>※2</sup>下水道事業

(注)公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

##### 【防災・安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業  
(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの  
内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る。)
- ②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる<sup>※2</sup>下水道事業
  - ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設(揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠)の地震対策
  - ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る)
  - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)
- ③温室効果ガス削減効果の高い省エネ対策事業
  - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能  
向上改築

※1 市町村毎の汚水処理人口普及率(最新の公表値)が95%以上の団体とする。

(流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で汚水処理人口普及率が95%以上の場合概成として扱う)

※2 PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外  
(PPP/PFIで実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生等)

## 2) 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直し

土砂災害防止法及び水防法においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、災害対策基本法において、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしている。

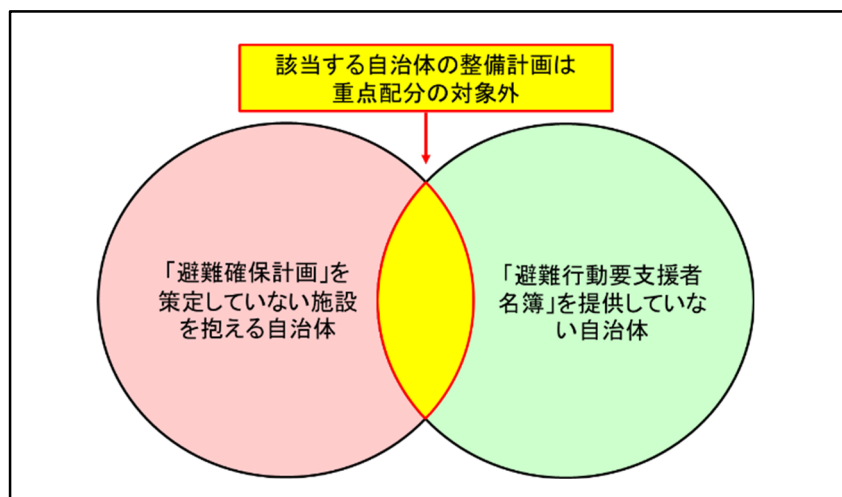
令和3年10月の財政制度等審議会で、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスインセンティブを設けるべき」との指摘がなされたことを受けて、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和5年度以降、以下の見直しを行うことになった。

### (1) 令和5年度予算における対応

土砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外とする。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様とする。

### (2) 令和6年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は、全て、重点配分の対象外とする。



(参考) 本措置により重点配分の対象外となる自治体の範囲

ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記(1)及び(2)の運用の対象外とする。

詳細については、国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡(令和3年12月27日)にて通知済みであるが、本見直しについては下水道事業のみでなく、防災・安全交付金を活用する全事業が対象となる点について留意されたい。

## 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

令和4年度については、以下の要件が新たに追加されたので留意されたい。

### 「下水道施設の改築について(R4.4.1)」における内容

○改築に際して交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていることを要件化。なお、**令和9年度以降の改築に適用する。**

なお、本要件の詳細については、「**下水道施設の改築について**」(令和4年4月1日 国水事第67号)を確認されたい。

また、従前より運用している「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日 国水事第56号)については、特段の変更はない。

### 「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(R2.3.31)」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化  
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の**改築事業**(工事契約1件あたりの**概算事業費が10億円以上**と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化  
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の**改築事業**(工事契約1件あたりの**概算事業費が10億円以上**と見込まれるもの。なお、**都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。**)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたっての PPP/PFI 手法の導入原則化  
**人口20万人以上の地方公共団体**において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の**新設事業**(工事契約1件あたりの**概算事業費が10億円以上**と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI 手法(コンセッション、PFI、DBO、DB 等)の導入を原則化。
- (4) 「広域化・共同化計画」の策定に係る要件化  
「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日 国水事第56号)により要請している「**広域化・共同化計画**※」の策定に向け、平成30年度中に少なくとも一度以上、管内すべての市町村が参画する検討の場を設けるとともに、**令和4年度末までに計画を策定**することを要件化。  
※「広域化・共同化計画」については、「○事業マネジメント推進室(3)」にて詳述。
- (5) 公営企業会計の適用に係る要件化  
**人口3万人以上**の地方公共団体においては、**令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること**、**人口3万人未満**の地方公共団体においては、**令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること**を要件化。
- (6) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化  
公営企業会計の導入済の地方公共団体において、**少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証**を行い、**経費回収率の向上に向けたロードマップを策定**し、国土交通省に提出することを要件化。
- (7) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化  
すべての地方公共団体において、**下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)**を行うにあたっては、**予め実証技術の導入に係る検討**を行うことを交付要件化。

・(1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(7)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道部まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

# (3) 防災・減災、国土強靱化の取り組みの推進について

## 1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

(令和2年12月11日閣議決定)

○気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- ・国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

### 5か年加速化対策(下水道関係)の一覧

対策名	対策内容	中長期的な数値目標	現状 (R元年度)	5年後の 達成目標 (R7年度)
流域治水対策(下水道)	雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減	浸水実績地区等(雨水排水施設の整備が必要な面積約39万ha)における下水道による浸水対策達成率	約60%	約70%
下水道施設の地震対策	耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減	重要施設に係る下水道管路(耐震化が必要な下水道管路約16,000km)の耐震化率	約52%	約64%
		重要施設に係る下水処理場(耐震化が必要な下水処理場約1,500箇所)の耐震化率	約38%	約54%
下水道施設の老朽化対策	老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止	計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路(令和元年度時点:約400km)のうち、対策を完了した延長の割合	0%	100%

## 2) 令和3年度補正予算の概要 (令和3年12月20日成立)

### Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

#### 1. 成長戦略

- 地域における経済基盤の強化等の推進 (社会資本整備総合交付金等)  
国費 17,396百万円の内数

地域における経済基盤の強化等を推進するため、地方公共団体の取組について重点的な支援を実施

- ・下水道事業における創エネ・省エネ施設の導入促進

### Ⅳ. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

#### 1. 防災・減災、国土強靱化の推進

- 気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 (下水道防災事業費補助)  
国費 4,099百万円

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を一層加速化するとともに、本年7月及び8月に発生した大雨による浸水被害等を踏まえ、内水対策など新たに強化する必要が生じた対策も推進

- 地域における防災・減災、国土強靱化の推進 (防災・安全交付金等)  
国費 357,139百万円の内数

地域における防災・減災、国土強靱化を推進するため、地方公共団体の取組について重点的な支援を実施

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進
- ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 等

## (4) 事業計画に係る変更について

### 1) 下水道法の改正に伴う変更

#### ○計画降雨

○全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する。



#### 【改正概要】

- ・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)**を追加。**
  - ・下水道法施行規則第4条柱書きの様式第2、様式第3及び第18条柱書きの様式第16において、**計画降雨に係る新調書を追加(施行規則を改正)。**
- ※汚水のみに係る事業計画を策定する場合は、計画降雨を定める必要は生じない

○公共下水道(様式2)のイメージ

計画降雨調書			
処理区の名称	計画降雨		摘要
	一時間当たりの降雨量 (単位 ミリメートル)	確率年	
A処理区	66	1/10	●● 駅前地区 ●● 駅前地区以外  (地区は下水道計画一般図表示のとおり)
	55	1/5	
B処理区	55	1/5	

・計画降雨は**処理区ごと**に記載  
・1処理区に2以上の計画降雨を定めることも可能

・1処理区に2以上の計画降雨を定めた場合は、それぞれの**計画降雨に係る地区の名称**を摘要欄に記載  
・具体的な地区の境界線等については下水道計画一般図に記載

### 公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

※流域下水道の事業計画の記載事項も同様に改正

#### 【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

記載事項に  
追加

#### 【2. 任意記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)  
※水防法による「雨水出水浸水想定区域」に指定された場合は、必須記載事項となる



## ○樋門等の点検の方法及び頻度(吐口調書)

- 令和元年東日本台風において、樋門が閉鎖されず、増水した河川水が下水道に逆流して市街地に溢れたことにより、浸水被害が発生する事案が発生。今後、気候変動の影響による降雨量の増加により、河川等からの逆流を防止するための操作を伴う下水道施設の樋門等を下水道管理者が操作する機会の増加が懸念。
- また、操作の有無にかかわらず、樋門等の腐食や破損等により開閉が適切に行われない事象が生じた場合には、増水した河川等から排水施設への逆流により浸水被害が発生するおそれ。



### 【改正概要】

- ・下水道法第7条の2において、公共下水道管理者に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等に係る操作規則の策定が義務付け(下水道法を改正)。
- ・下水道法施行規則第4条の5第2項において、公共下水道にかかる維持又は修繕の技術上の基準等に、樋門等の点検頻度(1年に1回以上の適切な頻度)を追加(施行規則を改正)。
- ・下水道法施行規則第4条柱書に基づく事業計画書(様式第2及び様式第3)について、**吐口調書の摘要欄に樋門等の点検の方法及び頻度を記載することを追加**(施行規則を改正)。

※上記事項については流域下水道にも準用

(参考) 公共下水道事業計画書 (第2表) 吐口調書

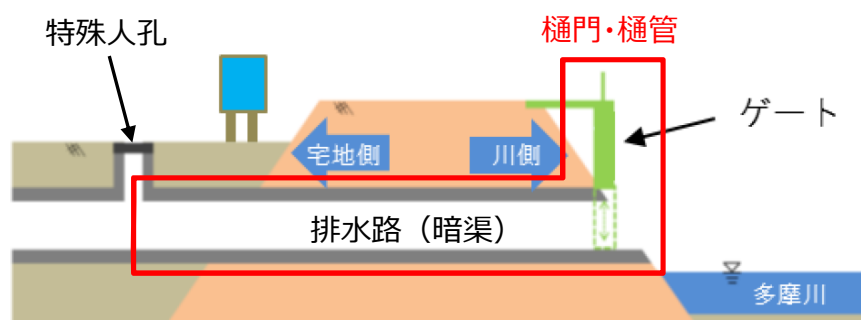
吐 口 調 書							
処理区の名称	主要な吐口の 種類	主要な吐口の 番号又は名称	主要な吐口の 位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘 要

備考(抜粋)

⑤「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。



<樋門の写真>



<樋門・樋管イメージ>

(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン (2020) (一部加筆)

## ○施設の設置に関する方針

○「施設の設置に関する方針」は、事業計画を明らかにする書類として、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の設置に関する中長期的な方針を主要な施策ごとに作成していただいている。

○これに、下水道の重要な施策である、「耐水化」と「耐震化」を追加。

### <記載例>

主要な施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考		
	指標等		現在 (令和〇年度末)	中期目標 (令和〇年度末)				長期目標	
耐水化	水害時における機能確保率	処理場	揚水機能が確保された施設数(管理棟、ポンプ棟):2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例)5年程度で管理棟ポンプ棟の揚水機能を確保し、その後の5年で水処理棟の沈殿機能及び汚泥処理棟の汚泥処理機能を確保する。	防水扉の設置、開口部の閉塞、主要設備の上階への移設	※対策浸水深 処理場 GL+2.0m  ポンプ場 (汚水) GL+0.5m  ポンプ場 (合流or雨水) GL+3.0m
			沈殿機能が確保された水処理系列数(水処理棟):4	0% (0)	100% (4)	100% (4)			
			汚泥処理機能が確保された施設数(汚泥処理棟):1	0% (0)	100% (1)	100% (1)			
	(汚水)ポンプ場	揚水機能が確保された施設数(管理ポンプ棟):2	0% (0)	100% (2)	100% (2)	(例)5年程度で管理ポンプ棟の揚水機能を確保する。			
	(合流or雨水)ポンプ場	揚水機能が確保された施設数(ポンプ棟):1	0% (0)	100% (1)	100% (1)	(例)5年程度でポンプ棟の揚水機能を確保する。			

主要な施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中長期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等		現在	中期目標			
耐震化	災害時における機能確保率	重要な幹線等	52%	60%	100%	(例1) 優先的に〇〇処理場や〇〇幹線の耐震化を図るとともに、応急復旧用資機材〇機の備蓄や自家発電用燃料の備蓄を進め、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進める。	〇〇幹線耐震化工事
		下水処理場	37%	42%	100%		〇〇処理場耐震化工事(最初沈殿池、消毒施設)
		ポンプ場	31%	38%	100%		〇〇ポンプ場耐震化工事

## 2) 地方分権改革に伴う変更(第47回地方分権改革有識者会議・第132回提案募集検討専門部会合同会議)

### ○下水道法施行令第5条の2に定める「軽微な変更」

#### 【提案】

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令(第5条の2)で定める軽微な変更<sup>1)</sup>に該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。

#### 【対応】

公共下水道の事業計画の変更(法第4条)のうち、予定処理区域のみの変更、かつ当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。

### ○事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取等に係る書類

#### 【提案】

下水道法に基づく下水道事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知(法第4条及び第25条の23)の手続<sup>2)</sup>に関し、運用上、地方公共団体が作成し、国土交通大臣に提出している書類について簡素化を求める。

#### 【対応】

保健衛生上の観点から確認すべき最低限必要な項目のみになるような様式の見直しや、確認すべき最低限必要な事項を指定し、それが確認できる資料であれば様式は問わないとする見直しを実施した。

下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について(通知)  
(令和3.11.26国水下水事第35号、環循適発第2111261号)

### ○事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出書類

#### 【提案】

下水道法に基づく下水道事業計画の協議及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る書類について、電子媒体による提出を可能とすることを求める。

#### 【対応】

公共下水道又は流域下水道の事業計画の協議等及び下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知した。

下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱について(技術的助言)(令和3.11.1国水下水事第30号)  
【参考】都市計画事業等の認可等において提出する申請書等の取扱について(令和3.11.1国都計第98号)